一般社団法人日本マンション管理士会連合会マンション管理士職務規程

（令和元年８月 29 日）

第１章　マンション管理士の一般的な職務規程及びマンション管理士と依頼者等との関係における職務規程

（趣 旨）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、倫理規程の趣旨に基づき、マンション管理士が職務を遂行するに際して、遵守することが望ましい事項を定める。

（マンション管理士の努力義務）

第２条　マンション管理士は、本規程を遵守するよう努めなければならない。

（報酬の提示）

第３条　マンション管理士は、業務の受任に際して、依頼者等に対し、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適切かつ妥当な報酬を提示しなければならない。この場合において、マンション管理士は、あらかじめ報酬の算定方法及び算定基準を依頼者等に説明しなければならない

２　マンション管理士は、依頼者等に対し、複数の業務を同時に受任するときは、業務毎の明細等を明示しなければならない。

（業務の報告）

第４条　マンション管理士は、依頼者に対し、業務の経過及び内容を報告し、業務が終了したときは、その結果を遅滞なく報告しなければならない。

（判断資料の提示）

第５条　マンション管理士は、依頼者の求めに応じ、当該受任業務に関する判断の根拠となる資料を提示するよう努めなければならない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。

（預り書類等の管理）

第６条　マンション管理士は、業務上預かった書類等（物品を含む。）を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第２章　マンション管理士相互の関係又は他団体及び他の資格者との関係における職務規程

（信頼関係の喪失）

第７条　マンション管理士は、受任業務に関して、依頼者との信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難なときは、辞任その他の適切な措置を講じなければならない。

（業務の中止時の対応）

第８条　マンション管理士は、受任した業務の処理を継続することができなくなったときは、依頼者に損害を及ぼすことのないよう、他のマンション管理士、所属会員会及び連合会の支援を求める等、業務の内容に応じた適切な対応を講じなければならない。

（公務員等との私的関係の利用禁止）

第９条　マンション管理士は、その業務を行うにあたり、公務員等との私的な関係を利用してはならない。

（協力事業等における留意事項）

第 10 条　マンション管理士は、国及び地方公共団体並びに関係団体等が係る事業で知り得た情報に基づき、当該関係者の承諾なしに自己の業務に資する目的で当該依頼者等への営業活動を行ってはならない。

（賠償責任保険）

第 11 条　マンション管理士は、業務上の判断に基づく助言、指導その他の援助等の活動をするときは、その業務に応じたマンション管理士賠償責任保険に加入しなければならない。

２　マンション管理士は、自らが主宰する事務所に所属するマンション管理士に対し、前項の賠償責任保険に加入させるよう努めなければならない。

第３章　雑　則

（規程の改廃）

第 12 条　本規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附　則

本規程は、令和元年８月 29 日から施行する。